

シートベルト着用に関する諸問題

(第3報, 若年層のシートベルト強制着用法に対する意識調査を中心として)

高 行男・小駒 純一・久世 康司

1. 緒 言

シートベルトは、交通事故による死傷者数の増加という社会背景の下で、特に1960年代乗員保護装置として注目され、その地位を築いたものである。1970年代より、シートベルトの着用率を上昇させるため、その着用を法規制する国々が順次増加してきた。日本も1985年に高速道路においてシートベルトの着用を法規制し、今年(1986年)には一般道路に広げようとしている。シートベルト強制着用法の施行は着用率を上昇させる決定的な方法であるが、その前提として、シートベルトに対する認識を高めることが必要となる。しかし、認識が直ちに行動に結びつかないので、何らかの方法で行動に導くことが必要であり、従来その方法が法規制となっているものと考えられる。したがって、各国において、法規制の施行は、交通事故状況やシートベルトに対する認識程度等の社会状況により適切な時期に決定されるため、異なってきたといえよう。

前報^{1,2)}では、シートベルト着用の推進にあたっては、シートベルトが交通事故時の負傷を軽減させることに対する認識を高める必要があるとの観点より、シートベルト着用に関する諸事項を体系的に整理し、その重要性を説明した。また、シートベルトの着用現状ならびに問題点を明確に把握しておく必要があるとの観点より、従来詳細に検討されていない若年層の着用問題を明らかにするため、アンケート調査を実施して若年層の着用に関する意識を検討した。この検討過程において、著者らは日本における強制着用法の施行は1987年頃であると考え¹⁾、その後のアンケート調査において強制着用法に対する意識を検討課題に加えた。

若年層の強制着用法に対する1984年に行った意識調査の結果は、1985年から推進されている法規制が適切な時期であったことを示しているので、本論では、参考資料としてその結果を報告するとともに、強制着用法に関連する基本的諸事項を整理して概説する。

2. 日本の交通事故状況とシートベルト

シートベルトは自動車事故時の乗員保護装置であるので、それに関連する交通事故状況について概説してシートベルトの位置について若干述べる。

日本における交通事故の全死者数と自動車乗員の死者数の推移を資料³⁾を基に図1に示した。図からわかるように、1970年以降交通事故の全死者数(△印)は顕著に減少してきたが、それに

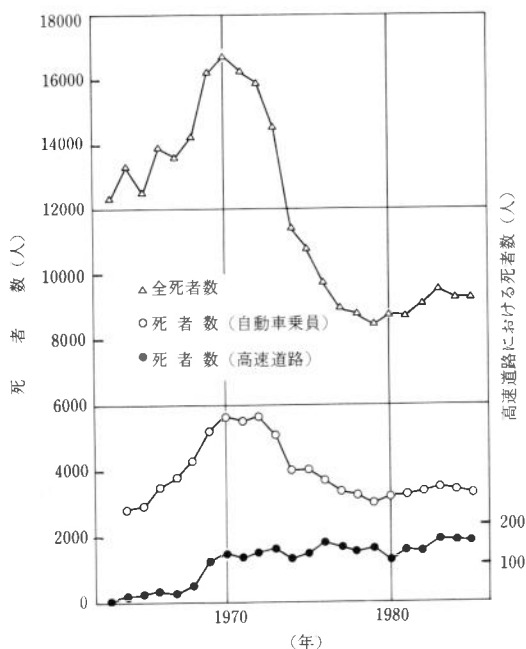


図1 交通事故死者数の推移

比べ自動車乗員（○印）の減少は著しくない。しかし、図2に示したように、自動車1万台あたりの自動車乗員の死者数の推移は減少もしくは収束している。このことは、自動車保有台数の増大を考慮すれば、交通安全対策¹⁾がかなり有効であったことを示すものと考えられる。したがって、自動車乗員の死者数を減少させる現実的な対策はシートベルトによる乗員の保護対策といえよう。なお、図1には、高速道路における事故発生状況を検討するため、高速道路における交通事故死者数の死者数（●印）の推移も示してある。その数を自動車乗員の死者数と考え、全自動車乗員の死者数（○印）と比較すると、表1に示したように、前者は後者の1割以下であり、自動車乗員の死者数において高速道路の占める割合が非常に低い。

3. 日本におけるシートベルト着用率の推移と強制着用法

高速および一般道路における着用率の推移を資料^{3,4,5)}に基づいて図3に示した。図には、シートベルトに関連した道路交通法の概要も示してある。図より、1985年まで、着用率は高速および一般道路において年とともにゆるやかに上昇してきたこと、前者の着用率は後者のそれに比べ高いことがわかる。また、1985年9月の高速道路における強制着用法の施行に先立ったキャンペーン

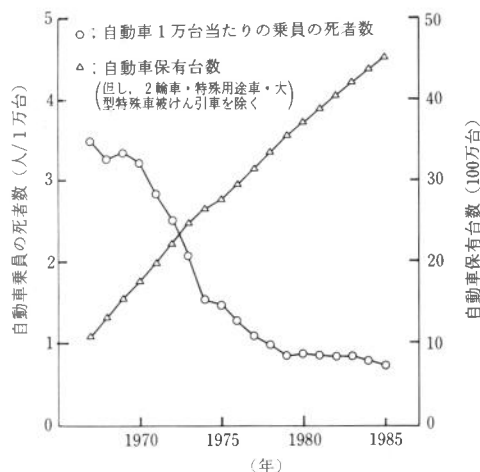


図2 自動車保有台数と1万台当たりの乗員死者数の推移

表1 交通事故における高速道路上の事故割合(%)

年 度	事故件数	死 者 数	
		全死者数との割合	自動車乗員の死者数との割合
1977	2.46	1.83	4.87
1978	2.76	1.76	4.78
1979	2.75	1.91	5.40
1980	2.49	1.42	3.86
1981	2.51	1.79	4.80
1982	2.36	1.70	4.60
1983	2.74	2.02	5.51
1984	3.05	2.04	5.57
1985	3.06	2.01	5.70

運動により、1985年に入ると高速道路における着用率は急激に上昇し、強制着用法の施行直後は95%の着用率を示している。このように、強制着用法の施行は着用率上昇に対する決定的対策であることがわかる。このことは、一般道路における着用率の推移からもうかがえる。すなわち、一般道路における着用率は1985年に入っても従来と同様なゆるやかな上昇を示しており、高速道路における強制着用法の施行直後も高速道路における着用率に比べかなり低い。一般道路における強制着用法の適用は1986年11月（当初9月）頃となるようであるが、その後は高速道路と同様な着用率の上昇がもたらされると予想される。

1985年までのゆるやかな着用率の上昇は、交通安全運動や着用啓蒙運動によってシートベルトに対する認識が高められたことによるものであろう。しかし、高速道路と一般道路における着用率の差異は、2章の表1で示したように、大多数の自動車乗員が一般道路で死亡している事実に対する認識不足から生じていると考えられる。認識を高めて着用率を上昇させることは、理論的根拠は明らかでないが経験的に限界があるようであり、30%程度の着用率が上限であろう⁶⁾と指摘されている。しかし、前報¹⁾で述べたように、まず30%程度の着用率を確保することは、4章で述べるように既にシートベルト強制着用法を施行している国において、施行前の着用率が30%前後の値であることから、法制化を議論できる前提条件であると考えられる。このことと図1に示した着用率の推移から、日本において強制着用法を高速道路と一般道路にその施行時期を分けたことは評価されるものと考えられる。

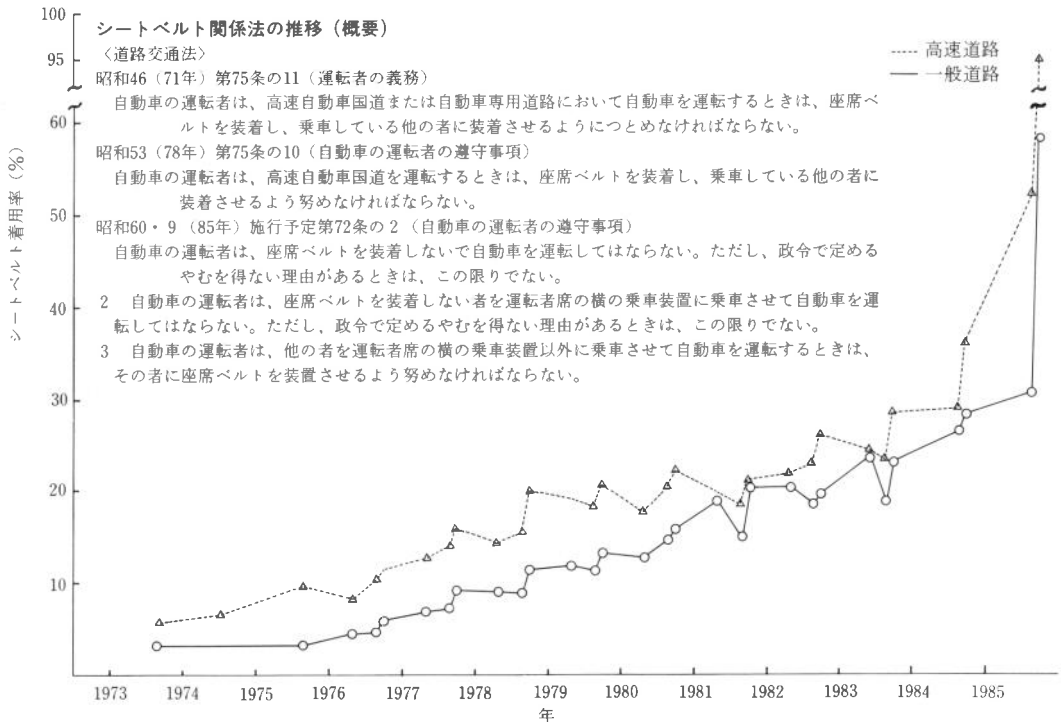


図3 高速および一般道路におけるシートベルト着用率の推移

表2 シートベルト強制着用法施行国

国名	施行年月	罰金の有・無	着用率(%)		事故死者数			備考	
			施行前	施行後	施行前	施行後	減少率(%)		
オーストラリア	(1970. 12) 1972. 1	有*	10~20	85~90	(70.1~6) 399	(71.1~6) 310	(ニューサウス ウェールズ州) 22	1970. 12ビクトリア州で 施行その後、各州で法制化	
ニュージーランド	1972. 6	有	都市 33 郊外 52	87 91					
プエルトリコ	1974. 1	有							
スウェーデン	1975. 1	有	36~51	79~95	(73) 1,196	(74) 957	20		
ソ連	1975. 4	有							
スペイン	1975. 4	有							
ベルギー	1975. 6	有	17	87					
ルクセンブルク	1975. 6								
オランダ	1975. 6	有	都市 11 郊外 24	58 75					
イスラエル	1975. 7	有	8	80~85					
フィンランド	1975. 7	有	都市 8 郊外 31	38 66					
チェコスロバキア	1975. 7								
ノルウェー	1975. 9	有	都市 15 郊外 40	36 67					
デンマーク	1976. 1	有	都市 14 郊外 34 専用道 47	73 80 84					
カナダ	(1976. 1)	有		約65				1976. 1オンタリオ州で施行、その 後、各州で法制化	
西ドイツ	(1976. 1) 1984	有	都市 25 郊外 44	36 55	(83.8~84.7) 5,745	(84.8~85.7) 4,313	25	1976. 1(罰則なし)→1984.(罰 金付)死者数は自動車乗員の数字 と推定される	
オーストリア	(1976. 7) 1984.	有	都市 5~10 郊外 20~25	10~15 40				1976.7(罰則なし)→1984.(罰金付)	
ブルガリア	1976. 7								
ハンガリー	1977. 1	有							
シンガポール	1977. 12	有							
南アフリカ	1977. 12								
ポルトガル	1978. 1	有							
アイルランド	1979. 2	有							
マレーシア	1979. 4	有							
フランス	(1973. 7) 1979. 10	有	郊外 20	85	(74) 15,637	(75) 13,521	14	1973. 7郊外のみ施行、その後、法 規制の拡大	
ギリシャ	1979. 12	有							
スイス	1981. 7	有	都市 19 郊外 35	60~70 70~80					
イギリス	1983. 1	有	45~50	95	(82) 2,200	(83) 1,700	23	死者数は自動車乗員の数字と推定 される	
香港	1983. 10	有							
アメリカ	(ニュー ヨーク州) 1985. 1	有			(ニュー ヨーク州) 77	(84. 7) 175	(85. 7) 111	(ミシガン州) 36	1985. 1ニュー ヨーク州で施行、その 後、各州で法制化中
日本	(1985. 9)	無*						高速道、自動車専用道のみ施行、一 般道は1986年11月施行予定	

注1. 施行年月のカッコ付は最初の施行年月を示す。
 注2. *印は行政処分があることを示す。
 注3. 空欄は不明。
 注4. 着用率の数字は調査時期の相違からか文献により若干異なる。

4. シートベルト強制着用法施行国の現状

次章のアンケート調査に関連するシートベルト強制着用法の施行国の現状について若干述べておく。表2には、シートベルト強制着用法の施行国の状況を資料⁷⁾より抜粋して示した。表中には、シートベルトの着用が事故時の負傷軽減に効果を有することは、強制着用法施行前後の自動車乗員の死傷者数の推移を調査することによっても検討できるので¹⁾、この観点から資料⁸⁾を整理した結果も若干示してある。シートベルト強制着用法の施行は着用率を上昇させ、その結果として自動車乗員の死傷者が減少することを統計的に明示することは法規制の重要性を認識させる上で非常に重要であると考えられる。しかし、このことについて詳細に報告されていないようであるので、今後とも情報入手に努め、検討を行いたい。

なお、シートベルトの開発、研究に対し先駆的な役割を果たしたアメリカでは、個人の自由を重視する国情から強制着用法は施行されてこなかったが、1985年1月にニューヨーク州で着用法が施行されたことを強調しておきたい。1985年1月以降、イリノイ、ミズーリ、ミシガン、カルフォルニア等各州ごとに法制化が推進され、1986年8月の時点で14州が法制化されている。

5. シートベルト着用に関するアンケート調査

大学生の着用状況と自動車教習所における教習生の着用感について調査を行い、前報²⁾の結果と比較検討するとともに、シートベルト強制着用法に対する若年層の意識を検討した。若年層とは、18～24歳の年齢層と定義したが¹⁾、主な調査対象はその年齢層を構成する学生である。若年層は交通事故の当事者として重要な位置にあり、このことは既に統計的に明らかにした¹⁾。

5.1 大学生のシートベルトの着用状況と強制着用法に対する意識調査

12の大学、1,327名の男子学生と441名の女子学生に対し、(1)一般および高速道路における着用現状、(2)シートベルトの重要性の有無、(3)着用しない理由、(4)シートベルトの関心度、(5)着用による疲労軽減の有無、(6)強制着用法に対する認識について1984年に調査した結果を整理すると表3のようになる。表の右欄の前回の調査結果²⁾とは、13の大学、1,005名の男子学生と1,046名の女子学生について、1982年に行ったアンケート調査の結果である。今回の調査は、強制着用法の施行を念頭に置き、上記(6)の項目を新たに調査している。以下、表3の結果に基づき項目別に検討する。

5.1.1 着用率

着用割合を整理した結果を表4に示す。表より、若年層の着用率は高速道路と一般道路において、それぞれ4割弱、約1割と顕著に異なり、一般道路におけるそれは非常に低い。これは、若年層が一般道路における運転は生命の危険が少ないと誤った認識を持っていることが原因と考えられる。調査した一般道路における着用率は図3に示したそれに比べかなり低いので、一般道路

表3 ショートペルト着用状況に関するアンケート調査結果

項目	大学											全	体	前回の調査結果			
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K			L	1,327	1,768	1,005
性別																	
男性	126	266	248	98	177	189	51	83	89								
女性														441			
運転歴																	
1年未満	102	212	76	23	59	104	4	58	12	53	45	126	163	58	387	1,078	586
1~2年	11	49	119	32	64	75	25	17	2	30	14	10	8	412	51	463	211
2年以上	13	5	53	43	54	10	22	2	18	6	1			224	3	227	195
無記入																	
常用	20	14	21	13	11	21	9	2	13	3	8	8	8	29	58	188	97
ときどき	37	75	54	30	33	41	13	7	26	3	17	24	16	46	117	443	248
しない	63	170	168	51	131	126	29	11	41	8	64	25	98	88	258	1,101	636
無記入	6	7	5	4	2	1			3	0	3	4	1	28	8	36	24
常用	58	68	80	33	48	55	26	13	37	3	31	19	16	54	120	556	318
ときどき	26	62	71	26	32	39	17	3	17	5	19	6	16	15	360	208	128
しない	28	112	86	31	80	72	8	3	26	2	31	11	81	23	474	132	382
無記入	14	24	11	8	17	23		1	3	4	8	24	13	71	25	108	138
重要	121	253	238	92	167	173	49	17	79	13	85	60	116	161	425	1,682	964
性質	5	12	9	5	9	13	2	2	4	1	3	0	10	2	62	15	77
無記入	1	1	1	1	1	3	0	1			1	0			8	1	9
着理	19.9	28.6	51.05	18.35	33.15	40.4	13.15	2.85	12	0.5	19.1	14.3	16.9	25.2	68.55	304.25	168.95
着用	42.9	140.6	120.55	41.85	80.65	66.9	17.45	7.35	31.5	5	42.6	16.3	53.9	53.9	161.75	746.75	471.95
しない	15.5	36.8	22.95	13.25	31.85	29.8	5.35	4.85	12.5	1	8	12.8	28.5	43.4	8.5	176	99.05
理由	4.4	16.3	14.85	4.05	4.05	8.6	1.1	0.25	5.0	1.5	2.1	0.5	2.1	2.3	3.3	60.45	9.95
無記入	6	2.5	6	3.3	4	8	2.55	2.5	2	2	1	3.3	1.8	1	36.35	9.6	45.95
その他の	37	41	32	17	23	35	11	2	20	6	15	15	21	36	11	231	91
着理	116	252	240	95	166	180	49	18	77	13	82	52	92	152	54	1,257	381
着用	5	4			1	4			2		1	5	2		1	17	8
しない	5	10	8	3	10	5	2	2	4	1	6	3	32	11	3	53	52
理由	10	14	6	6	6	3	5	1	8		2	0	1	2	3	60	7
着用	42	110	110	49	64	80	22	10	44	12	35	30	31	85	29	556	197
着用	25	35	25	14	18	35	13	6	5	5	13	3	9	12	3	183	33
着用	49	107	107	29	89	71	11	3	26	2	39	27	85	64	23	528	204
着用	43	49	60	21	40	48	70	3	29	1	18	5	13	33	26	328	81
着用	83	217	188	77	137	141	31	17	54	13	71	55	113	130	32	999	360
着用	22	26	34	16	20	39	8	5	21	3	13	14	25	41	22	199	110
着用	40	130	108	46	75	60	27	6	31	4	30	10	40	31	3	547	94
着用	64	110	106	36	82	90	16	9	31	7	46	36	61	91	33	581	237

*印の項目において一人で二箇所以上回答してある場合、その数で1を割った値を記した。

表4 シートベルトの着用現状（％）

使 用 状 況		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全 体			前回の調査結果					
														男	女	計	男	女	計			
一 般 道 路	常 用	16.7	5.4	8.7	13.8	6.3	11.2	17.6	10.0	16.3	21.4	9.0	14.0	7.0	17.8	14.0	10.0	13.4	10.9	9.9	16.0	13.0
	と き ど き	30.8	29.0	22.2	31.9	18.9	21.8	25.5	35.0	32.5	21.4	19.1	42.1	13.0	28.2	37.0	25.1	27.0	25.5	25.3	24.3	24.8
	し な い	52.5	65.6	69.1	54.3	74.8	67.0	56.9	55.0	51.2	57.2	71.9	43.9	80.0	54.0	49.0	64.9	59.6	63.6	64.8	59.7	62.2
高 速 道 路	常 用	51.8	28.1	33.8	36.7	30.0	33.1	51.0	68.4	46.3	30.0	38.3	52.8	14.0	58.7	45.4	35.8	39.6	36.5	35.0	43.4	38.7
	と き ど き	23.2	25.6	29.9	28.9	20.0	21.7	33.3	15.8	21.2	50.0	23.4	16.7	14.0	16.3	18.2	25.3	16.8	23.6	22.9	18.1	20.8
	し な い	25.0	46.3	36.3	34.4	50.0	43.3	15.7	15.8	32.5	20.0	38.3	30.5	72.0	25.0	36.4	38.9	43.6	39.9	42.1	38.5	40.5

における強制着用法の実施に際して考慮すべき事柄の1つであると考えられる。

5.1.2 重要性

シートベルトの重要性の有無に対する回答割合を整理した結果を表5に示す。表から明らかのように、前回の調査と同様に、9割以上がその重要性を認めている結果が得られたが、重要性に対する認識の程度が問題であろう。

表5 シートベルトの重要性に対する回答割合（％）

重 要 性	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全 体			前回の調査結果					
													男	女	計	男	女	計			
あ る	96.0	95.5	96.4	94.8	94.8	93.0	96.1	89.5	95.2	92.9	96.6	100.0	92.0	99.0	100.0	95.3	96.6	95.6	96.6	98.0	97.3
な い	4.0	4.5	3.6	5.2	5.2	7.0	3.9	10.5	4.8	7.1	3.4	0	8.0	1.0	0	4.7	3.4	4.4	3.4	2.0	2.7

5.1.3 着用しない理由

シートベルトの重要性を認めているが、着用しないことから、その理由について整理した結果を表6に示す。従来の調査結果^{2,9)}と同様に、着用しない理由の第1位に面倒が挙げられ、次に不快（拘束感）と忘れるという理由が同程度の割合であった。なお、シートベルトの着用はかっこうが悪いという若者が多いともいわれているようであるが、調査対象が大学生であったためかその割合は1割以下と低かった。また、本論では検討しなかったが、シートベルトを着用することは軟弱であるとする若者もかなりいるようである¹¹⁾。

表6 シートベルトを着用しない理由に対する回答割合（％）

理 由	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全 体			前回の調査結果					
													男	女	計	男	女	計			
拘 束 感	22.4	12.7	23.7	22.7	21.5	26.4	33.2	16.0	19.1	6.3	25.9	31.8	16.0	20.0	19.0	21.6	19.6	21.1	19.9	20.4	20.2
面 倒	48.4	62.5	56.0	51.8	52.4	43.8	44.1	41.3	50.0	63.0	57.7	36.3	52.0	4.3	54.0	53.5	46.3	51.7	55.6	45.5	50.6
忘 れ る	17.5	16.4	10.6	16.4	20.7	18.8	13.5	27.3	19.8	12.5	10.8	28.5	27.0	34.0	18.0	16.1	28.4	19.1	18.5	25.5	21.9
か っ こ う が 悪 い	5.0	7.2	6.9	5.0	2.7	5.6	2.8	1.4	7.9	18.9	2.8	1.0	2.0	2.0	7.0	5.5	2.9	4.9			
そ の 他	6.7	1.1	2.7	4.1	2.6	5.2	6.4	14.0	3.2	0	2.7	2.3	3.0	1.0	2.0	3.3	2.8	3.2	6.0	8.6	7.3

5.1.4 関心度

シートベルトに対する関心度をその種類を認識しているか否かによって検討した。その結果を表7に示したが、約9割がシートベルトの種類を識別している。前回の調査結果(約6割)に比べその割合がかなり上昇しており、シートベルトの関心度が高まっていることがうかがわれる。

表7 シートベルトに対する関心度(%)

シートベルトの種類	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全 体			前回の調査結果					
													男	女	計	男	女	計			
わかっている	92.0	94.7	96.8	96.9	93.8	95.2	96.1	90.0	92.8	92.9	92.1	86.7	73.0	93.0	93.0	94.7	86.4	92.7	62.5	65.9	64.2
3点式(不明)	4.0	1.5	0	0	0.6	2.1	0	0	2.4	0	1.1	8.3	2.0	0	2.0	1.3	1.8	1.4	24.9	20.3	22.6
わからない	4.0	3.8	3.2	3.1	5.6	2.6	3.9	10.0	4.8	7.1	6.8	5.0	25.0	7.0	5.0	4.0	11.8	5.9	12.6	13.8	13.2

5.1.5 疲労軽減効果

シートベルトは運転者の姿勢を安定し余分な動作を防ぎ注意力を集中させるので、その着用は運転による疲労をかなり軽減することが推察されるが、定量的な把握の困難さとともに個人差のある現象のため、十分検討されていない。今後の検討課題の1つとしての参考資料との観点から、シートベルトの疲労軽減効果に対する回答割合を表8に示した。表より、7割強が軽減を認めず、軽減を認める割合は1割以下、逆に疲労を増すとの割合が2割となり、前回の調査結果と同じであった。7割強が疲労軽減を認めない結果は、シートベルトの常用者について回答割合を整理しても同様であるので、シートベルトの着用による疲労軽減効果については今後検討すべき課題であると考えられる。

表8 シートベルトの疲労軽減に対する回答割合(%)

疲労軽減	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	全 体			前回の調査結果					
													男	女	計	男	女	計			
あ る	13.0	8.8	4.3	8.7	6.8	2.5	12.5	5.9	14.0	0	4.0	0	3.0	2.0	9.0	7.5	3.0	6.5	10.5	3.3	5.1
な い	54.5	69.2	78.0	71.0	72.7	67.8	55.0	58.8	77.2	100	70.0	91.0	75.0	86.0	82.0	69.5	83.1	72.7	67.6	77.2	74.8
かえって増す	32.5	22.0	17.7	20.3	20.5	29.7	32.5	35.3	8.8	0	26.0	9.0	22.0	12.0	9.0	23.0	13.9	20.8	21.9	19.5	20.1

5.1.6 強制着用法

強制着用法の施行に対する若年層の意識を検討するため、4章で述べた強制着用法の施行国に対する知識の有無と、今後日本において強制着用法を施行することに対する賛否を調査した。調査結果(表3)の内容の検討は、5.3節で行う。

5.2 自動車教習所における教習生のシートベルトの着用感と強制着用法に対する意識調査

1973年よりシートベルト着用下で教育されている自動車教習所における教習生161名(主に大学生である若年層は132名)に対し、(1)着用感、(2)シートベルトの重要性の有無、(3)免許取得後の着用意識、(4)強制着用法に対する認識について1984年に調査した。(1)~(3)の項目について調査した

表9 シートベルト着用感に関するアンケート調査結果

項 目	18 ~ 24 歳				25 ~ 34 歳				35 歳以上				全 体				前回の調査結果																													
	男		女		男		女		男		女		男		女		男		女																											
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%																										
着用感	A. 拘束感があり着用したくない																				12	17.1	2	4.4	14	12.1	0	0	0	0	2	15.4	12	15.8	4	6.1	16	11.3	17.8	11.0	19	9.0	36.8	9.8		
	B. 拘束感はあるが着用してもよい																				20.5	29.3	18.3	39.8	38.8	33.4	2	66.7	1	14.3	1	33.3	4	30.8	23.5	30.9	23.3	35.3	46.8	33.0	64.6	39.9	83.5	39.4	148.1	39.6
	C. 面倒なので着用したくない																				7.5	10.7	4	8.7	11.5	9.9	1	33.3	0	0	0	0	0	8.5	11.2	4	6.1	12.5	8.8	9.3	5.8	10	4.7	19.3	5.2	
	D. 面倒だが着用してもよい																				15.5	22.2	7.3	15.9	22.8	19.7	0	0	1	14.3	0	0	0	15.5	20.4	8.3	12.6	23.8	16.8	34.8	21.5	31.5	14.8	66.3	17.7	
	E. 拘束感もなく面倒でもない																				9	12.9	9	19.6	18	15.6	0	0	1.5	21.4	1	33.3	0	10	13.2	10.5	15.9	20.5	14.4	19	11.8	36.5	17.2	55.5	14.9	
	F. 着用すると落ち着きができる																				5.5	7.8	4.3	9.4	9.8	8.4	0	0	3.5	50.0	1	33.3	7	53.8	6.5	8.5	14.8	22.5	21.3	15.0	14.3	8.8	30.5	14.4	44.8	12.0
	G. その他																				0	0	1	2.1	1	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.5	1	0.7	2	1.2	1	0.5	3	0.8
	無記入																				13		3		16		0		0		1		2	14		5	19		29		40		69			
	A. 拘束感があり着用したくない																				2	2.5	1	2.0	3	2.3	0	0	0	0	0	0.25	1.8	2	2.3	1.25	1.8	3.25	1.9	7	3.8	1.25	0.5	8.25	1.9	
	B. 拘束感はあるが着用してもよい																				18.75	23.4	8.5	17.3	27.25	21.1	1	33.3	0	0	0	3.25	23.2	19.75	22.7	11.75	17.3	31.5	18.5	53.3	29.3	41.65	17.1	94.95	22.3	
C. 面倒なので着用したくない																				2	2.5	2	4.1	4	3.1	0	0	0	0	0	0	0	2	2.3	2	3.0	4	2.4	13	7.1	6.75	2.8	19.75	4.7		
D. 面倒だが着用してもよい																				21.75	27.2	7	14.3	28.75	22.3	0	0	0	0	0	0.55	4.0	21.75	25.0	7.55	11.1	29.3	17.2	33.8	18.6	23.6	9.7	57.4	13.5		
E. 拘束感もなく面倒でもない																				15.25	19.1	9	18.4	24.25	18.8	1	33.3	2.5	50.0	1	25.0	1.55	11.1	17.25	19.8	13.05	19.2	30.3	17.8	43.3	23.8	57.6	23.6	100.9	23.7	
F. 着用すると落ち着きができる																				20.25	25.3	21.5	43.9	41.75	32.4	1	33.3	2.5	50.0	3	75.0	8.3	59.3	24.25	27.9	32.3	47.6	71.85	42.2	28.5	15.7	112.85	46.3	141.35	33.2	
G. その他																				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7	0	0	3	0.7	
無記入																				3		0		3		0		2		0		1	3		3	6		9		8		17				
A. あると思う																				82	98.8	49	100.0	131	99.3	3	100.0	7	100.0	3	75.0	15	100.0	88	97.8	71	100.0	159	98.8	191	100.0	252	100.0	443	100.0	
B. ないと思う																				1	1.2	0	0	1	0.7	0	0	0	0	1	25.0	0	2	2.2	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
無記入																				0		0		0		0		0		0		0	0		0	0		0		0		0		0		
A. 常用するつもり																				47	61.8	40	87.0	87	71.3	2	66.7	7	100.0	4	100.0	14.5	96.7	53	63.9	61.5	90.4	114.5	75.8	101.5	58.0	197.5	85.9	229	73.8	
B. 時々使用するつもり																				26	34.2	6	13.0	32	26.2	1	33.3	0	0	0	0	0.5	3.3	27	32.5	6.5	9.6	33.5	22.2	67.5	38.6	30.5	13.2	98	24.2	
C. 使用しないつもり																				3	4.0	0	0	3	2.5	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.6	0	3	2.0	6	3.4	2	0.9	8	2.0		
無記入																				7		3		10		0		0		0		0	7		3	10		16		22		38				
A. 常用するつもり																				70	90.9	46	95.8	116	92.8	3	100.0	5	100.0	4	100.0	12	92.3	77	91.7	63	95.5	140	93.3	162	88.1	237	96.3	399	92.8	
B. 時々使用するつもり																				7	9.1	2	4.2	9	7.2	0	0	0	0	0	0	0	7	8.3	2	3.0	9	6.0	21	11.4	8	3.3	29	6.7		
C. 使用しないつもり																				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7.7	0	0	1	1.5	1	0.7	1	0.5	1	0.4	2	0.5	
無記入																				6		1		7		0		2		0		2	6		5	11		7		6		13				

*印の項目において一人で二箇所以上回答してある場合、その数で1を割った値を記入した。

結果を整理すると表9のようになる。表の右欄の前の調査結果²⁾とは、443名（若年層は305名）の教習生について1982年に行ったアンケート調査の結果である。以下、表9の結果に基づき項目別に検討する。なお、項目(4)の強制着用法に対する調査結果は5.3節で述べるが、調査内容は前節の表3に示したそれと同じである。

5.2.1 着用感（着用に伴う意識変化）

シートベルトを最初および数回使用したときの着用感の変化を検討するため、表9の着用感の項目を拘束と面倒という内容で整理した。その結果を表10に示したが、最初にシートベルトを使用したとき、4割強が拘束感を認め、拘束感が第1位となっている。しかし、数回使用した後は、拘束感を認める割合は約2割と著しく減少している。面倒と感じる割合について検討すると、最初のシートベルト使用時には3割弱が面倒と感じており、数回使用した後もその割合はあまり減少しない。これらの傾向は前の調査結果²⁾とも一致し、シートベルトの着用は面倒であるという意識は容易に変化しないようである。このことが、5.1.3項で述べたシートベルトを着用しない理由の第1位に挙げられることの原因の1つであろうと推察される。

表10 シートベルト着用時における拘束感と面倒の意識割合（％）

着用時		18～24歳			25～34歳		35歳以上		全 体			前回の調査結果		
		男	女	小計	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
最 初	拘束感	46.4	44.2	45.5	66.7	14.3	33.3	46.2	46.7	41.4	44.3	50.9	48.4	49.4
	面倒	32.9	24.6	29.6	33.3	14.3	0	0	31.6	18.7	25.6	27.3	19.5	22.9
数 回 後	拘束感	25.9	19.3	23.4	33.3	0	0	25.0	25.0	19.1	20.4	33.1	17.6	24.2
	面倒	29.7	18.4	25.4	0	0	0	4.0	27.3	14.1	19.6	25.7	12.5	18.2

しかし、拘束感や面倒という意識は、着用を拒否するほどのものではない。すなわち、表9の着用感の項目を着用したくないという回答割合を整理した表11の結果からわかるように、最初のシートベルト使用時には2割程度が着用を否定する意識を持っているが、数回使用後には1割以下に減少し、大多数の者が着用を否定しない。一方、着用すると落ち着くという着用を肯定する割合がかなり高いことも注目すべき事柄である。すなわち、表9のF項から、その割合は最初の着用時に約1割であるが、数回着用後には約4割と、シートベルトの着用を肯定する割合がかなり高く、この傾向も前の調査結果²⁾と一致している。シートベルトの着用を否定する意識はその着用を拒否するほどのものでなく、着用を肯定する割合もかなり高いことは、強制着用法の施行を推進するにあたり重要な事柄であると考えられる。

表11 シートベルト着用の拒否割合（％）

着用時	18～24歳			25～34歳		35歳以上		全 体			前回の調査結果		
	男	女	小計	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
最 初	27.8	13.1	22.0	33.3	0	0	15.4	27.0	12.2	20.1	16.8	13.7	15.0
数回後	5.0	6.1	5.4	0	0	0	1.8	4.6	4.8	4.3	10.9	3.3	6.6

5.2.2 重要性

表9の重要性の項目からわかるように、ほぼ調査対象者全員がシートベルトの重要性を認めている。

5.2.3 シートベルト着用の意識と現状

自動車教習所における教習生の免許取得後の着用意識を検討する。表9に示した着用意識の項目より、一般および高速道路とも着用の意識割合は、5.1.1項、表4に示した着用現状の調査結果に比べ著しく高くなっているが、一般道路における着用意識は高速道路におけるそれより低くなっており、定性的に現状と同じ傾向を示している。

5.3 シートベルト強制着用法

5.1, 5.2節で述べた大学生(1,768名)と自動車教習所における教習生(若年層の132名)に対し、(1)強制着用法の施行国に対する知識の有無、(2)日本における強制着用法の施行に対する賛否について調査した結果をそれぞれ表12, 13に示す。表13の右欄の前の調査結果²⁾とは、94名の若年層の教習生について1983年に行ったアンケート調査の結果である。以下、表12, 13の結果に基づき項目別に検討する。

表12 強制着用法に関する調査結果(大学生)

項 目	男 子		女 子		合 計		
	数	%	数	%	数	%	
強制着用法 (罰則を伴う) の施行国	A. 知っている	328	24.7	81	18.4	409	23.1
	B. 初めて聞く	999	75.3	360	81.6	1,359	76.9
日本における 強制着用法 の施行	A. 賛 成	199	15.0	110	25.0	309	17.5
	B. 反 対	547	41.2	94	21.3	641	36.2
	C. どちらでもよい	581	43.8	237	53.7	818	46.3

表13 強制着用法に関する調査結果(教習生)

項 目	男 子		女 子		合 計		前 回 の 調 査 結 果		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
強制着用法 (罰則を伴う) の施行国	A. 知っている	4	4.8	5	10.2	9	6.8	8	8.6
	B. 初めて聞く	79	95.2	44	89.8	123	93.2	85	91.4
日本における 強制着用法 の施行	A. 賛 成	17	20.5	24	49.0	41	31.1	28	30.1
	B. 反 対	10	12.0	2	4.1	12	9.1	6	6.5
	C. どちらでもよい	56	67.5	23	46.9	79	59.8	59	63.4

5.3.1 強制着用法に対する認識

強制着用法の施行国があることを知っている割合を検討する。その割合は、表12, 13より大学生は約2割、自動車教習所の教習生は約1割となっており、強制着用法に対する認識はあまり高くない。また、免許取得者である大学生の方が教習生に比べ、その認識度は高いようである。

5.3.2 強制着用法の施行に対する賛否

強制着用法の施行国に対する認識割合は、大学生の方が教習生に比べ高かった。しかし、着用法の施行に対しては表12, 13よりわかるように大学生の拒否割合が3割強で、教習生の1割よりかなり高くなっている。着用法に対する認識の程度が高くないことによるものと考えられるが、その施行に対する意識は施行国に対する認識の有無と関係がないようである。

施行に対してどちらでもよいとの回答割合を反対しないという点から賛成という割合に含めると、大学生の6割強、教習生の9割が施行に対して反対していないとみなせる。教習生については前回の調査結果²⁾と一致し、施行に対して問題はないと考えられる。大学生の6割強が施行に反

対しないことは、5.1節で述べたように、程度の差はあろうが、大多数がシートベルトの重要性を認めていることによるものと考えられる。

施行に対する賛否は、日常シートベルトを着用しているか否かによっても異なるものと考えられる。このことを検討するため、一般道路においてシートベルトを常用する者としなない者について、施行に対する回答（表3）を整理し、その結果を表14に示した。表より明らかなように、施行に反対する割合は、常用する者が1割強で常用しない者が4割強となっており、予想した通り常用しない者の方が施行を拒否する傾向が高い。したがって、強制着用法の一般道路への施行に当たっては、まず自主的にシートベルトを着用するようキャンペーン運動等の対策を十分に行う必要があると考えられる。なお、上述したシートベルト常用者が施行を拒否する割合は1976年に131名の常用者に対して行われた調査結果¹⁰⁾と同程度である。

表14 シートベルトの使用状況と着用法施行に対する賛否割合

使用状況	項目	男子		女子		合計	
		数	%	数	%	数	%
常用	賛成	59	45.4	23	39.7	82	44.0
	反対	27	20.8	1	1.7	28	15.0
	どちらでもよい	44	33.8	34	58.6	78	41.0
しない	賛成	80	9.5	39	15.1	119	10.8
	反対	407	48.3	68	26.4	475	43.1
	どちらでもよい	356	42.2	151	58.5	507	46.1

6. 結 言

本論では、若年層を構成する学生を主な対象としてシートベルト着用と強制着用法に関する意識をアンケート調査に基づき検討するとともに、強制着用法に関連する基礎資料を作製し、現在推進されている施行について私見を述べた。強制着用法の意義、すなわちシートベルトの重要性を認識している前提にたつて着用率を上昇させる方法は着用法の施行であることを理解する上で本論が参考になれば幸いである。なお、シートベルトの着用問題は強制着用法の施行によりすべて解決されたわけではなく、車内の子供、幼児に対する安全対策等残された課題があることを付言しておきたい。

終わりに、本論をまとめるにあたり御協力をいただいた本学水野敏明教授、日本ライン自動車学校中村好延氏、名城大学石原荘一助教授をはじめとする関係各位に深謝します。

参 考 文 献

1) 高・小駒, 中日本自動車短期大学論叢, 13号 (1983), 23.

- 2) 高・小駒, 中日本自動車短期大学論叢, 14号 (1984), 67。
- 3) 総理府編, 交通安全白書 (昭和45~61); 陸上における交通事故 (昭和41~45)。
- 4) 番匠谷, 自動車技術, 28-9 (1974), 744。
- 5) 三角著, 自動車用シートベルト (1979), 110, 自費出版。
- 6) 山中・西名, 自動車技術, 32-8 (1978), 769。
- 7) 国際交通安全学会, YES/シートベルト1985。
- 8) 日刊自動車新聞, 1985年4月6日, 4月8日, 5月25日, 6月4日, 7月20日, 8月12日, 8月31日, 9月4日, 9月25日, 10月23日, 1986年6月17日の記事。
- 9) 藤居・加美山・松丸, 自動車技術, 30-11 (1976), 913; 文献5, p.116。
- 10) 浅井, シートベルト国際シンポジウム論文集, (1979), 35。
- 11) 日刊自動車新聞, 1985年8月14日の記事 (トヨタ自動車によるアンケート調査)。